

2021年11月30日

2021年度第4回定例会 議案質疑

17番 日本共産党の齊藤 由美子

それでは、5点の議案質疑を行います。

【①不公正が生じる制度の問題点について】

18歳以下の子どもに対し10万円相当の給付などを行うため、政府は2021年度の新型コロナウイルス対策予備費から7,311億円を支出するとし、先週金曜、26日に閣議決定されました。

今回の予備費の支出は、経済対策として盛り込まれた18歳以下の子どもへの給付のうち、中学生以下への1人5万円の現金給付に充てるものです。

この経済対策には、年収960万円の所得制限が設けられ、18歳以下の子ども1人あたり5万円の現金とクーポン5万円相当を支給するとされており、このうち、中学生以下への5万円の現金給付は児童手当の仕組みを活用し、年内に支給するとされています。ただし、16歳から18歳の高校生世代は申請が必要となるため、年明け以降となることが見込まれています。

この給付を新型コロナウイルスに対する子育て支援とするのなら、中学生までではなく、教育費が高い大学生がいる家庭でも、本来は対象に加えるべきです。今回の条件では、どんなに世帯年収が低くても18歳を過ぎるとすべて支給対象外になってしまいます。

また、所得制限の条件については、世帯で年収の多い方が960万円を1万円でも超え、例えば、世帯収入が961万円でも不支給となる一方で、共働き世帯でどちらも年収が950万円以内なら世帯年収が例えば1,900万円でも支給対象になるという不公正な問題が生じます。不支給となる世帯の納得が得られるものとは言えません。

加えて、今回の給付は、先に5万円を支給し、残り半分をクーポンにするとされています10万円の一括給付なら300億円の事務費が、2回に分け、クーポンにすることで、900億円も上乗せになることは大問題ですが、それ以外にも、支給までに時間を要すること、地域の対応に違いが生じること、自治体の事務も煩雑になることなど、早急な対応にも逆行してしまいます。迅速な子育て支援のための給付というのなら、現金10万円を一括支給すべきです。

新型コロナで仕事が減り、減収となったり、事業継続が困難になったりして、生活にかかる負担が重くなっており、国民世論に押されて実施される現金給付は大変重要なものであり、賛同するものです。

しかし、税金を使った経済対策ならば、多くの国民の要求に沿う形で実施すべきです。そこで1点目の質問です。

①今回の給付に関する制度の問題点について、市としての認識をお聞かせください。

【②DVをはじめ、世帯から分離している保護者への対応・支援について】

先の、全国民に対する10万円の特別給付の際、様々な事由から世帯から離れ、現状ではひとり親状態にある保護者、居場所を知られてはいけないDV当事者などへの対応が重要な課題となりました。

受給対象であるにも関わらず、受給を諦めたり、拒否をしなければならなかったり、こうした事案が生じないよう、相談・支援については、個々の状況にしっかりと対応できる体制が不可欠です。そこでお聞きします。

②配慮や支援が必要な保護者に対し、十全な対応がとれる体制となっているかお聞かせください。

【③相談業務の体制について】

申請が必要な世帯は、共働き世帯も多く含まれます。先ほどの支援体制を保障するためにも、コールセンターなどの相談業務は重要です。市の窓口は平日が基本とされていますが、対応が求められます。そこでお聞きします。

③相談業務については、土日の対応も必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

【④人件費も含めた事務費について】

先ほども述べた通り、中学生以下への現金支給については、児童手当の登録口座を使い、申請をしなくても5万円が振り込まれることになっていますが、16～18歳の高校生世代については申請が必要です。

給付の手続きにかかる事務費は全体で約300億円とされ、今回の給付に対し、大分市の予算は8,000万円となっています。

先ほど述べた支援体制をしっかりと機能させ、新型コロナに対応する市の業務に影響が及ばないことは重要です。そこで質問です。

④今回の財政措置について、早急な給付の実施、個々の状況に丁寧に対応できる人的配置が可能となるよう、それらを踏まえた予算となっているか、お聞かせください。

【⑤申請期間について】

給付については、事業の詳細がいまだに分からないままの、予算計上となっています。申請の事務などについては今後対応が決まるわけですが、給付の支給対象は来年3月31日までに出生した児童までが含まれることになっており、申請期間の猶予は当然必須です。そこでお聞きします。

⑤国に対し、早急な具体化を求めると共に、支給申請については柔軟な対応を求めるべきと考えます。見解を求めます。

【要望・再質問の主旨】

②③配慮が必要な相談や時間の調整が難しい案件については、専門の担当部署で丁寧な対応をすること。土日などの対応も必要だ。必要に応じて、国に対し財政措置も求めるべき。

④今回のように事業の詳細が後出しでくる場合、他の業務への影響は極力避けなければならない。不足や不備が生じた場合は、国に対して早急に意見・要望をおこなうこと。

再質問

今回の給付のポイントは、「迅速な支援」が求められている点です。自治体でも、支給を早急に完了させるため、それなりの工夫をすべきだと考えます。

児童手当の対象者は、申請なしで登録口座に振り込まれるため、年内支給が可能になっています。

一方、16～18歳の高校生世代は、せつかく申請手続きを踏むため時間がかかり、この点の改善が課題です。

11月27日付け、しんぶん赤旗で、26日の予算委員会の内容が掲載されていますが、財務省の主計局は、今後のクーポン給付について、「自治体の実情に応じ現金給付も可能」という趣旨の説明がされています。

自治体裁量であるなら、それを想定した取り組みを行うべきです。今回の申請手続きの機会を、今後の事務作業につなげることが有効だと考えます。

つまり、2回目支給で、クーポンを希望するか、現金を希望するか、意向調査の欄を設けてチェックを入れて頂く、その結果によっては、現金給付を基本に進めることができるのではないのでしょうか。

2回目支給の際は、クーポン希望世帯のみを申し込み制にすれば、事務作業が軽減され、迅速な支給につながるのではないかと考えます。そこでお聞きします。

■事務の詳細もいまだ明確ではありませんが、次回の給付を次につなげ迅速な支援ができるよう、市独自の対応を、ぜひ検討をすべきと考えます。見解をお聞かせください。